

内閣府

○ 令第七号

国土交通省

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）の一部を次のように改正す

建設省

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄

に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(設置者の区分)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置するものとする。</p> <p>一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩</p> | <p>(設置者の区分)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が設置するものとする。</p> <p>一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩</p> |

「歩行者等横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの

二 「略」

3 「略」

別表第一（第二条関係）

案内標識

〔略〕

警戒標識

〔略〕

規制標識

| 種    | 類     | 番号 | 表示する意味   | 設置場所  |
|------|-------|----|--|---|
| 通行止め | (301) |    | 道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下同じ。）（以下「歩行者等」という。）、車両並びに路面電車の通行 | 歩行者等、車両及び路面電車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端 |

「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの

二 「同上」

3 「同上」

別表第一（第二条関係）

案内標識

〔同上〕

警戒標識

〔同上〕

規制標識

| 種    | 類     | 番号 | 表示する意味   | 設置場所   |
|------|-------|----|--|--|
| 通行止め | (301) |    | 道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者、車両及び路面電車の通行を禁止すること。 | 歩行者、車両及び路面電車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端 |

|           |           |                                     |                      |          |
|-----------|-----------|-------------------------------------|----------------------|----------|
|           |           | 自転車専用                               |                      | [略]      |
|           |           | (325の2)                             |                      |          |
| の道路標識により、 | 交通法第八条第一項 | 道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること。 | 。自転車道であること           | を禁止すること。 |
| 車両の通行を禁止  | 普通自転車以外の  | 必要場所の路端                             | 自転車道の前面又は自転車道内の必要な地点 |          |

|           |           |                                     |                      |          |
|-----------|-----------|-------------------------------------|----------------------|----------|
|           |           | 自転車専用                               |                      | [同上]     |
|           |           | (325の2)                             |                      |          |
| の道路標識により、 | 交通法第八条第一項 | 道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること。 | 。自転車道であること           | を禁止すること。 |
| 車両の通行を禁止  | 普通自転車以外の  | 必要場所の路端                             | 自転車道の前面又は自転車道内の必要な地点 |          |

|                                       |  |                              |
|---------------------------------------|--|------------------------------|
| [略]                                   | 歩行者等専用   | 自転車及び歩行者等専用                  |
|                                       | (325の4)  | (325の3)                      |
|                                       | <p>交通法第八條第一項及び第九條の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。</p> | <p>普通自転車以外の車両の通行を禁止すること。</p> |
| <p>歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。</p> | <p>歩行者専用道路であること。</p>   | <p>普通自転車及び歩行者等専用</p>         |
| <p>歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。</p> | <p>歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端</p>                                 | <p>普通自転車及び歩行者等専用</p>         |
| <p>歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。</p> | <p>歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端</p>                                 | <p>普通自転車及び歩行者等専用</p>         |

|                                       |  |                              |
|---------------------------------------|--|------------------------------|
| [同上]                                  | 歩行者専用  | 自転車及び歩行者専用                   |
|                                       | (325の4)  | (325の3)                      |
|                                       | <p>交通法第八條第一項及び第九條の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。</p> | <p>普通自転車以外の車両の通行を禁止すること。</p> |
| <p>歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。</p> | <p>歩行者専用道路であること。</p>   | <p>普通自転車及び歩行者専用</p>          |
| <p>歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。</p> | <p>歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端</p>                                 | <p>普通自転車及び歩行者専用</p>          |
| <p>歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。</p> | <p>歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端</p>                                 | <p>普通自転車及び歩行者専用</p>          |

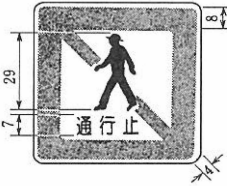
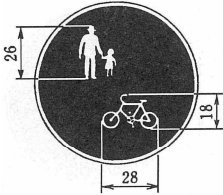

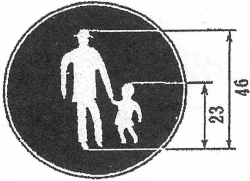
|  |        |               |      |  |  |
|--|--------|---------------|------|--|--|
| [略]  | 種      | 補助標識          | 指示標識 | 断禁止<br>歩行者等横   | 歩行者等通<br>行止め   |
|  | 類      |               |      | (332)  | (331)  |
| 遠隔操作型小<br>型車に限り本<br>標識が表示す<br>る交通の規制<br>の対象となる | 番号     | 補助標識が附置される本標識 | [略]  | <p>交通法第十三条第二<br/>項の道路標識により<br/>、歩行者等の横断を<br/>禁止すること。</p>   | <p>交通法第八条第一項<br/>の道路標識により、<br/>歩行者等の通行を禁<br/>止すること。</p>          |
|  | 表示する意味 |               |      |  |  |
| 規制標識   |        |               |      | <p>歩行者等の横断を<br/>禁止する道路の区<br/>間又は場所の前面<br/>及び道路の区間又<br/>は場所内の必要な<br/>地点における両側<br/>の路端又は中央分<br/>離帯</p> | <p>歩行者等の通行を<br/>禁止する道路の区<br/>間又は場所の前面<br/>における路端又は<br/>歩道の中央</p> |

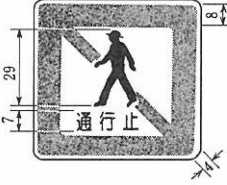
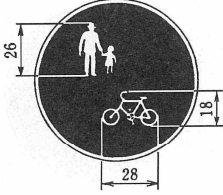

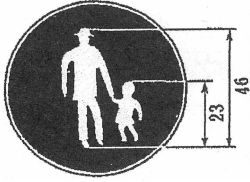
|  |        |               |      |   |   |
|--|--------|---------------|------|---|---|
| [同上]   | 種      | 補助標識          | 指示標識 | 禁止<br>歩行者横断   | 歩行者通行<br>止め   |
|  | 類      |               |      | (332)   | (331)   |
| 車両が駐車す<br>る場合に、当<br>該車両の右側<br>の道路上に置<br>かなければな | 番号     | 補助標識が附置される本標識 | [同上] | <p>交通法第十三条第二<br/>項の道路標識により<br/>、歩行者の横断を禁<br/>止すること。</p>         | <p>交通法第八条第一項<br/>の道路標識により、<br/>歩行者の通行を禁止<br/>すること。</p>          |
|  | 表示する意味 |               |      |   |   |
| 規制標識のうち、「駐車<br>余地」を表示するもの                      |        |               |      | <p>歩行者の横断を禁<br/>止する道路の区間<br/>又は場所の前面に<br/>おける路端又は歩<br/>道の中央</p> | <p>歩行者の通行を禁<br/>止する道路の区間<br/>又は場所の前面に<br/>おける路端又は歩<br/>道の中央</p> |


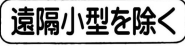

|   |                                   |   |         |
|---|-----------------------------------|---|---------|
| 備考<br>〔略〕<br>別表第二（第三条関係）<br>案内標識<br>〔略〕<br>警戒標識<br>〔略〕<br>規制標識<br>〔略〕 | 遠隔操作型<br>小型車                      |   |         |
|   |                                   | (504)                                     | (503の2) |
|   | こと又は本標識が表示する交通の規制の対象とならないことを示すこと。 | 車両が駐車する場合に、当該車両の右側の道路上に置かなければならない余地を示すこと。 |         |
|   |                                   | 規制標識のうち、「駐車余地」を表示するもの                     |         |

|   |             |       |  |
|---|-------------|-------|--|
| 備考<br>〔同上〕<br>別表第二（第三条関係）<br>案内標識<br>〔同上〕<br>警戒標識<br>〔同上〕<br>規制標識<br>〔同上〕 | 駐車余地        |       |  |
|   |             | (504) |  |
|   | らない余地を示すこと。 |       |  |
|   |             |       |  |



|     |      |     |      |   |     |   |                        |
|-----|------|-----|------|---|-----|---|------------------------|
| [略] | 補助標識 | [略] | 指示標識 |  | [略] |  | 自転車及び歩行者等専用<br>(325の3) |
|     |      |     |      |  |     |   | 歩行者等専用<br>(325の4)      |
|     |      |     |      | 歩行者等通行止め<br>(331)   |     |   |                        |
|     |      |     |      | 歩行者等横断禁止<br>(332)   |     |   |                        |

|      |      |      |      |   |      |   |                       |
|------|------|------|------|---|------|---|-----------------------|
| [同上] | 補助標識 | [同上] | 指示標識 |  | [同上] |  | 自転車及び歩行者専用<br>(325の3) |
|      |      |      |      |  |      |   | 歩行者専用<br>(325の4)      |
|      |      |      |      | 歩行者通行止め<br>(331)  |      |   |                       |
|      |      |      |      | 歩行者横断禁止<br>(332)  |      |   |                       |

|     |  |                     |
|-----|--|---------------------|
| [略] | <br> | 遠隔操作型小型車<br>(503の2) |
|     |   | 駐車余地<br>(504)       |

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

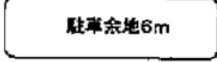
(一) 表示

[1と36略]

37 「自転車及び歩行者等専用」、「自転車一方通行」

(326の2—A)

「」、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる

|      |   |               |
|------|---|---------------|
| [同上] |  | 駐車余地<br>(504) |
|------|---|---------------|

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(一) 表示

[1と36同上]

37 「自転車及び歩行者専用」、「自転車一方通行」

(326の2—A)

「」、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる

る。

〔38・39 略〕

40 「歩行者等横断禁止」を表示する規制標識の標示板の文字には、図示の「横断禁止」に代えて「わたるな」を用いることができる。

41 〔略〕

42 「規制予告」を表示する指示標識の標示板の文字は、標示板が表示する交通の規制の対象となる車両の種類を特定し、若しくは遠隔操作型小型車が標示板が表示する交通の規制の対象となるかどうかを示すため必要な事項、交通の規制が行われている日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を示す場合にあつては、「休日」と表示する。）又は時間及び交通の規制が行われている場所までの距離を示す。

(二) 〔略〕

(三) 色彩

〔1・2 略〕

3 規制標識

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ

。

〔38・39 同上〕

40 「歩行者横断禁止」を表示する規制標識の標示板の文字には、図示の「横断禁止」に代えて「わたるな」を用いることができる。

41 〔同上〕

42 「規制予告」を表示する指示標識の標示板の文字は、標示板が表示する交通の規制の対象となる車両の種類を特定するため必要な事項、交通の規制が行われている日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を示す場合にあつては、「休日」と表示する。）又は時間及び交通の規制が行われている場所までの距離を示す。

(二) 〔同上〕

(三) 色彩

〔1・2 同上〕

3 規制標識

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ

「通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「危険物積載車両通行止め」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示するものについては、これを灯火により表示する場合には、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

(2) 「略」

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通

「通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「危険物積載車両通行止め」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示するものについては、これを灯火により表示する場合には、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

(2) 「同上」

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者等専用」、「歩行者専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指



備考 表中「」の記載は注記である。

〔略〕

斜め横断可

(201の2)

において斜めに道路を横断することができるときとする。

する交差点の必要な地点

〔同上〕

斜め横断可

(201の2)

において斜めに道路を横断することができるときとする。

する交差点の必要な地点

附 則

1 この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

2 この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標識とみなす。

| 旧 令 の 道 路 標 識 の 種 類       | 新 令 の 道 路 標 識 の 種 類    |
|---------------------------|------------------------|
| 「通行止め」を表示するもの<br>(301)    | 「通行止め<br>(301)<br>」    |
| 「自転車専用」を表示するもの<br>(325の2) | 「自転車専用<br>(325の2)<br>」 |

3 この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標示のうち、「斜め横断可」を表示する

指示標示（201の2）は、当分の間、新令の規定による「斜め横断可（201の2）」を表示する指示標示とみなす。

|                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| <p>「歩行者横断禁止」を表示するもの<br/>(332)</p> | <p>「歩行者通行止め」を表示するもの<br/>(331)</p> |
| <p>「歩行者等横断禁止」<br/>(332)</p>       | <p>「歩行者等通行止め」<br/>(331)</p>       |